

臨床医学委員会分科会の設置について

分科会等名：移植・再生医療分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	臨床医学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	世界的には、臓器移植は既に先進医療ではなく既に確立された医療として広く認識されている。しかしながら我が国では、臓器移植法改正の後も脳死ドナーからの臓器移植がいっこうに進まない。患者の待機期間は延びる一方であり、臓器移植が行われれば助けられる方々の命が失われ、あるいは生体ドナーからの臓器移植が行われている。これは近隣のアジア諸国と比べても著しく顕著な傾向であり、先進国と同等の医療が行えるよう政策および臓器提供のプロセスを見直す必要がある。 再生・細胞医療は、ようやく関連法規が整備され本年11月施行される。今後はこれら法規に準じ、より早期に臨床的成果に到達する必要がある、そのためにはこれまで以上に産業化・医療経済的な概念から国策としての後押しが必要である。そのためには研究レベルにとどまらず、医療・医療産業として定着する再生医療を実現するため、より現実的な立場から再生医療を支援する必要がある。具体的には、①材料となる細胞・組織の製造・供給体制等（組織・細胞バンク等）の周辺諸問題の解決、②治療技術の進化、使用細胞の特性、および疾患の特性に応じた効能評価ならびに安全性評価の問題点抽出と解決、についてより具体的・現実的な目標を明らかにし、研究者と関連産業を支援する方策を提言する。
4	審議事項	1. 脳死者からの臓器提供システムを円滑に進める方策 2. 実用可能な再生医療の定着に向けた方策 に係る審議に関すること
5	設置期間	平成29年11月24日～平成32年9月30日
6	備考	※事実上23期からの継続